

議第170号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成25年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
補助林道事業	長 浜 市	1,420,000 ^円
	米 原 市	3,230,000
	計	4,650,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦 根 市	1,800,000
	長 浜 市	5,555,000
	湖 南 市	1,250,000
	計	8,605,000
県営中山間地域総合整備事業	東 近 江 市	3,150,000
	計	3,150,000
県営みずすまし事業	東 近 江 市	13,650,000
	計	13,650,000
県営農村振興総合整備事業	長 浜 市	2,400,000
	守 山 市	10,000,000
	計	12,400,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	長 浜 市	1,397,000
	計	1,397,000
単独道路改築事業	大 津 市	33,052,650
	彦 根 市	5,222,550
	長 浜 市	16,633,500

議第170号 県が行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	近江八幡市	15,483,450 ^円
	草津市	10,727,600
	守山市	6,851,600
	栗東市	23,751,200
	甲賀市	10,681,800
	野洲市	8,523,000
	湖南市	5,982,600
	高島市	14,005,950
	東近江市	23,550,600
	米原市	3,537,600
	日野町	6,829,950
	竜王町	3,363,000
	愛荘町	2,588,550
	豊郷町	1,261,200
	甲良町	331,950
	多賀町	6,008,250
	計	198,387,000
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	5,510,000
	長浜市	3,710,000
	近江八幡市	5,950,000
	高島市	3,550,000
	米原市	400,000
	多賀町	11,800,000
		計
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	7,548,000
	栗東市	6,500,000
	甲賀市	5,000,000
	高島市	5,672,000
	日野町	5,100,000
		計
補助都市計画街路事業	彦根市	120,375,000
	守山市	72,102,272
	栗東市	1,022,727
	甲賀市	47,250,000

議第170号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	東 近 江 市	56,250,000 ^円
	計	296,999,999
単独都市計画街路事業	大 津 市	2,628,000
	彦 根 市	6,319,200
	守 山 市	7,591,440
	栗 東 市	1,167,960
	甲 賀 市	3,930,000
	東 近 江 市	1,386,900
	計	23,023,500
都市公園事業	野 洲 市	5,154,000
	計	5,154,000
<p>ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。</p>		